

一般社団法人 日本臨床免疫学会 理事会運営規則

令和2年10月14日制定

(目的)

本規則は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）の定款第35条に規定する理事会の運営に必要な事項について定める。

(理事会の構成)

第1条 全ての理事をもって理事会を構成する。各理事は、理事会に出席する義務を負う。

(理事会の任務)

第2条 理事会は、本会の重要な業務執行を意思決定し、理事長その他の理事の職務執行を監督し、理事長の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第3条 理事会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の開催日時、場所及び目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 重要な業務執行に関する事項
- (4) 理事の職務の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (6) 組織及び人事に関する事項
- (7) 財産及び財務に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

(審議及び決議)

第4条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に参入しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事以外の出席)

第5条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬい。

2 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事録)

第6条 議長の指名する者は、審議の経過の要領及び結果並びに出席した理事及び監事の氏名を議事録に記載しなければならない。

(規則の改正)

第7条 本規則の改正は、理事会の決議による。